

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○保安林の指定の解除 (森林整備課) 一

○保安林の指定の予定(二件) (同) 一

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 二

○道路の供用開始 (道路課) 二

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催 三

正 誤

○宮城県公報令和二年号外第四七号(令和二年十二月二十三日付け)中 三

告 示

○宮城県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町飯子浜字飯子一九の六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町館矢間山田字南五八の一、字小巻三六の一・三七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字南五八の一(次の図に示す部分に限る。)、字小巻三六の一、三七

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎不動西三六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。

令和三年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年二月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市舟入一丁目無番地先から同市中の島無番地先まで	令和三年 二月五日 午前十時

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 東松島市小野字宮前三十一番、三十二番一、三十二番二、百二十三番、百二十五番、百二十六番一、百二十九番一、百三十八番一、百三十九番、百四十番、百四十一番、百四十四番、百四十五番一、百四十六番、三十二番一の地先の水、字竹沢四番三、七番一、八番、九番、十番一、十番二、十一番、十二番、十三番、十四番一、十四番二、十五番、十六番一の一部、十七番、十八番、十九番一、十九番二、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、四番三の地先の道、十二番の地先の道、十番一の地先の水

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) —

東松島市

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年二月五日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和三年二月十日 午後一時三十分

二 場 所 第二会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-三六一一)

正 誤

○宮城県公報令和二年号外第四七号(令和二年十二月二十三日付け) 中

ページ

二〇

下

後ろか
ら二

第五条の四

正

第五条の二

誤